

獣医療法施行規則

(平成4年8月25日農林水産省令第44号)

最終改正：平成26年11月18日号外農林水産省令第58号

獣医療法（平成4年法律第46号）第3条、第4条、第5条第2項、第7条第2項、第11条第1項、第14条第3項及び第4項、第18条第1項〔平成5年11月法律89号により削除〕並びに第19条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、獣医療法施行規則を次のように定める。

第1章 診療施設の開設等

(診療施設の開設の届出)

第1条 獣医療法（以下「法」という。）第3条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨
- 二 診療施設（法第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。）の名称
- 三 開設の場所
- 四 開設の年月日
- 五 診療施設の構造設備の概要（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）及び平面図
- 六 診療の用に供するエックス線の発生装置（定格管電圧（波高値とする。以下同じ。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項
 - イ エックス線装置の製作者名、型式及び台数
 - ロ エックス線高電圧発生装置の定格出力
 - ハ エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - ニ エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴
- 七 診療の用に供する1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置（以下「診療用高エネルギー放射線発生装置」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項
 - イ 診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式及び台数
 - ロ 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力
 - ハ 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
 - ニ 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関

する経歴

ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第9条第2項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

八 放射線を放出する同位元素若しくはその化合物又はこれらの含有物であって放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が別表第一に定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるもの（以下「放射性同位元素」という。）で密封されたものを装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に1,000を乗じて得た数量を超えるもの（第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射装置」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項

イ 診療用放射線照射装置の製作者名、型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

ロ 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている飼育動物（法第2条第1項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ハ 診療用放射線照射装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

ニ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第一号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

九 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に1,000を乗じて得た数量以下のもの（第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項

イ 診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

ロ 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ハ 診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

ニ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名

ホ 診療用放射線照射器具であって、その装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下であるものを備えた診療施設にあっては、ロからニまでに掲げる事項のほか、その年に使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量並びにベクレル単位をもって表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び1日の最大使用予定数量

十 密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、農林水産大臣が定めるもの（以下「放射性同位元素装備診療機器」という。）を備えた診療施設

設にあっては、次に掲げる事項

イ 放射性同位元素装備診療機器の製作者名、型式及び台数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量

ロ 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ハ 放射線を飼育動物に対して照射する放射性同位元素装備診療機器にあっては、当該機器を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

ニ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第一号の許可の年月日及び許可の番号（同法第3条の放射性同位元素を使用する場合に限る。）

ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名（同法第12条の5第2項に規定する表示付認証機器及び同条第3項に規定する表示付特定認証機器のみを使用する場合を除く。）

十一 医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）である放射性同位元素で密封されていないもの（放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（以下「陽電子断層撮影診療」という。）に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。）又は医薬品である放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項

イ その年に使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量

ロ ベクレル単位をもって表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量

ハ 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ニ 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

ホ 第7条第1項の規定により選任された放射線管理責任者の氏名及び放射性同位元素の取扱いに関する経歴

十二 管理者（法第5条第2項に規定する管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨）

十三 診療の業務を行う獣医師の氏名

十四 診療の業務の種類

十五 開設者が法人である場合にあっては、定款

十六 その他都道府県知事が必要と認める事項

2 法第3条後段の規定により届け出なければならない事項は、診療施設の休止の場合に

あつては休止期間及び休止の理由、診療施設の廃止の場合にあつては廃止の期日及び廃止の理由、届け出た事項の変更の場合にあつては変更に係る事項（前項第十一号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合にあつてはその旨及び第19条の2各号に掲げる措置の概要を含む。）とする。

(診療施設の構造設備の基準)

第2条 法第4条の農林水産省令で定める診療施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること。
- 二 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること。
- 三 消毒設備を設けること。
- 四 調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること。
 - イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。
 - ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。
 - ハ 調剤に必要な器具を備えること。
- 五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。
- 六 放射線に関する構造設備の基準は、第6条から第6条の11までに定めるところによること。

(管理者の遵守事項等)

第3条 法第5条第2項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 飼育動物を収容する設備（以下「収容設備」という。）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。
 - 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。
 - 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 五 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。
 - 六 常に清潔を保つこと。
 - 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。
 - 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第7条から第20条までに定めるところによること。
- 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。
- 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。
- 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講

ずるものとする。

(往診診療者等への適用等)

第4条 法第7条第2項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。

- 一 覚せい剤取締法第2条第5項に規定する覚せい剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法第2条第一号に規定する麻薬及び同条第6号に規定する向精神薬
- 三 エックス線装置

第5条 法第7条第2項において準用する法第5条第2項の農林水産省令で定める管理者が遵守すべき事項は、第3条第1項第五号及び第八号に掲げる事項とする。

第2章 診療用放射線の防護

(エックス線診療室)

第6条 エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 二 エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。

(診療用高エネルギー放射線発生装置使用室)

第6条の2 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 二 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。
- 三 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の室内には、診療用高エネルギー放射線発生装置を操作する場所を設けないこと。
- 四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室である旨を示す標識を付すること。

(診療用放射線照射装置使用室)

第6条の3 診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部並びにその場所を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）を用いた構造とすること。
- 二 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 三 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。
- 四 診療用放射線照射装置使用室である旨を示す標識を付すること。

(診療用放射線照射器具使用室)

第6条の4 診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 二 診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識を付すること。

(放射性同位元素装備診療機器使用室)

第6条の5 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 扉等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 放射性同位元素装備診療機器使用室である旨を示す標識を付すること。
- 四 間仕切りを設けることその他の適切な放射線障害の防止に関する予防措置を講ずること。

(診療用放射性同位元素使用室)

第6条の6 診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「放射性同位元素準備室」という。）、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容する設備を有する室（以下「放射性同位元素使用室内収容室」という。）に区画すること。
- 三 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 四 診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。
- 五 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる
- 七 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。
- 八 各室には、洗浄設備を設けること。
- 九 前二号の洗浄設備は、第6条の10第1項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。
- 十 診療を行う室及び放射性同位元素使用室内収容室には、通気口を設けること。
- 十一 前号の通気口は、第6条の10第1項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。
- 十二 放射性同位元素準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第6条の10第1項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室)

第6条の7 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 二 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「陽電子準備室」という。）、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容

する設備を有する室（以下「陽電子使用室内収容室」という。）に区画すること。

- 三 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 四 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。
- 五 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子放射断層撮影装置を操作する場所を設けないこと。
- 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- 七 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- 八 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。
- 九 各室には、洗浄設備を設けること。
- 十 前二号の洗浄設備は、第6条の10第1項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。
- 十一 診療を行う室及び陽電子使用室内収容室には、通気口を設けること。
- 十二 前号の通気口は、第6条の10第1項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。
- 一三 陽電子準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第6条の10第1項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

(貯蔵施設)

第6条の8 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとする。
- 二 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。
- 三 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。
- 四 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。
- 五 人が常時出入する出入口は、1箇所とすること。
- 六 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 七 貯蔵施設である旨を示す標識を付すること。
- 八 貯蔵施設には、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、

ふた等を開放した場合において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。

イ 貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいすることができるものとする。

ロ 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。

ハ 液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量を表示すること。

九 受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設けること。

(運搬容器)

第6条の9 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器（以下「運搬容器」という。）の構造の基準は、次のとおりとする。

一 運搬時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいすることができるものとする。

二 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、気密な構造とすること。

三 液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。

四 運搬容器である旨を示す標識を付し、かつ、運搬する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は運搬する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量を表示すること。

(廃棄施設)

第6条の10 診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「獣医療用放射性汚染物」という。）を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。

二 液体状の獣医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排水設備（排水管、排液処理槽その他液体状の獣医療用放射性汚染物を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。

イ 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を第18条の2第1項に定める濃度

限度以下とする能力を有するものであること又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、診療施設の境界（診療施設の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。以下同じ。）における排水中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

□ 排液の漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。

ハ 排液処理槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排液の流出を調節する装置を設けること。

ニ 排液処理槽の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備（以下「さく等」という。）を設けること。

ホ 排水管及び排液処理槽には、排水設備である旨を示す標識を付すること。

三 気体状の獣医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する場合には、次に定めるところにより、排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の獣医療用放射性汚染物を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であって、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。

イ 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を第18条の2第1項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、診療施設の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を同項に定める濃度限度以下とする能力を有するものであること。

□ 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を第18条の2第2項に定める濃度限度以下とする能力を有するものとする。

ハ 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いること。

ニ 故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染された物の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。

ホ 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付すること。

四 獣医療用放射性汚染物を焼却する場合には、次に掲げる設備を設けること。

イ 次に掲げる基準に適合する焼却炉

(1) 気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造であること。

(2) 排気設備に連結された構造であること。

(3) 焼却残さの搬出口が廃棄作業室（獣医療用放射性汚染物を焼却した後その残さを焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化（固型化するための処理を含む。以下同じ。）する作業を行う室をいう。以下同じ。）に連結していること。

□ 次に掲げる基準に適合する廃棄作業室

(1) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分が突

起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であること。

- (2) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面が平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。
- (3) 気体状の獣医療用放射性汚染物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置が前号の規定により設ける排気設備に連結していること。
- (4) 廃棄作業室である旨を示す標識が付されていること。

ハ 次に掲げる基準に適合する汚染検査室（人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室をいう。以下同じ。）

- (1) 人が通常出入りする廃棄施設の出入口の付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに最も適した場所に設けられていること。
- (2) 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分がロの(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
- (3) 洗淨設備及び更衣設備が設けられ、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材が備えられていること。
- (4) (3)の洗淨設備の排水管が第二号の規定により設ける排水設備に連結していること。
- (5) 汚染検査室である旨を示す標識が付されていること。

五 獣医療用放射性汚染物を保管廃棄する場合（次号に規定する場合を除く。）には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ 外部と区画された構造とすること。

ロ 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 耐火性の構造で、かつ、第6条の8第八号ロ及びハに掲げる基準に適合する容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。

ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。

六 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（農林水産大臣が定める種類ごとにその1日最大使用数量が農林水産大臣が定める数量以下であるものに限る。以下この号において同じ。）又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物を保管廃棄する場合には、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間として農林水産大臣が定める期間を超えて管理区域（外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が第18条の2第3項に定める線量、濃度又は密度を超えるおそれのある場所をいう。以下同じ。）内において行うこと。

2 前項第二号イ又は第三号イに規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、診療施設の境界の外における実効線量を1年間につき

1 ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき農林水産大臣の承認を受けた場合においては、同項第二号イ又は第三号イの規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、診療施設の境界の外における実効線量を1年間につき1ミリシーベルト以下としなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなったときは、農林水産大臣は当該承認を取り消すことができる。

4 第1項第六号の規定により保管廃棄する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物については、同号の農林水産大臣が定める期間を経過した後は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物ではないものとする。

(放射線治療収容室)

第6条の11 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設(以下「放射線治療収容室」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

二 人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下になるようにしゃへい物を設けること。

三 放射線治療収容室である旨を示す標識を付すること。

四 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

五 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

六 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。

七 前号の洗浄設備は、第6条の10第1項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

八 通気口を設けること。

九 前号の通気口は、第6条の10第1項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

2 前項第六号から第九号までの規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている飼育動物のみを収容する放射線治療収容室については、適用しない。

(放射線管理責任者)

第7条 診療施設の管理者は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合には、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線管理責任者を選任し、その者に当該診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を管理させなければならない。

- 2 放射線管理責任者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第2項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者その他放射性同位元素の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有する者をもって充てなければならない。

(放射線障害の予防に関する規程)

第7条の2 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、診療の業務の開始前に、農林水産大臣が定める事項を記載した放射線障害の予防に関する規程を定め、これにより管理を行うものとする。ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみを備えた場合にあっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第21条第1項の規定により作成された放射線障害予防規程をもって、当該放射線障害の予防に関する規程に代えることができる。

(エックス線装置の防護)

第8条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。

イ 定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置にあっては、エックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離において、1.0ミリグレイ毎時以下

ロ 定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において10ミリグレイ毎時以下かつエックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離において300ミリグレイ毎時以下

ハ 定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において、0.25ミリグレイ毎時以下

ニ イからハマまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において、1.0ミリグレイ毎時以下

ホ コンデンサ式エックス線高電圧装置にあっては、充電状態であって、照射時以外
のとき、接触可能表面から5センチメートルの距離において、20マイクログレイ毎時以下

二 エックス線装置には、次に掲げる利用線すいの総ろ過となるような付加ろ過板を付すること。

イ 定格管電圧が70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、アルミニウム当量1.5ミリメートル以上

ロ 治療用エックス線装置及びイに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、アルミニウム当量2.5ミリメートル以上

- 2 診療施設の管理者は、透視用エックス線装置について、前項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設けること。
 - 二 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合には、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。
 - イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
 - ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する2本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この条において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ焦点受像器間距離の3パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の4パーセントを超えないとき。
 - 三 利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能表面から10センチメートルの距離において、150マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
 - 四 透視時の最大受像面を3.0センチメートルを超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離において、150マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
 - 五 利用線すい以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段を講じること。
- 3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第1項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあっては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。
- 一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合にあっては受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとし、口内法撮影用エックス線装置にあっては照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が6.0センチメートル以下になるようにするものとする。
 - イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
 - ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する2本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の3パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の4パーセントを超えないとき。
 - 二 移動型及び携帯型のエックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置にあっては、エックス線管焦点及び被照射体から2メートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。
- 4 診療施設の管理者は、治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）について、第1項に規定するもののほか、利用線すいの放射角がその使用の目的を達するために必

要な角度を超えないようにするとともに、ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置を設けなければならない。

(診療用高エネルギー放射線発生装置の防護)

第8条の2 診療施設の管理者は、診療用高エネルギー放射線発生装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発生管の容器は、利用線すい以外の放射線量が利用線すいの放射線量の1,000分の1以下になるようにしゃへいすること。
- 二 照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置を講ずること。
- 三 放射線発生時にその旨を自動的に表示する装置を設けること。
- 四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の出入口が開放されているときは、放射線の発生を遮断するインターロックを設けること。

(診療用放射線照射装置の防護)

第8条の3 診療施設の管理者は、診療用放射線照射装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放射線源の収納容器は、照射口が閉鎖されているときにおいて、1メートルの距離における空気カーマ率が70マイクログレイ毎時以下になるようにしゃへいすること。
- 二 放射線障害の防止に必要な場合にあつては、照射口に適当な二次電子ろ過板を設けること。
- 三 照射口は、診療用放射線照射装置使用室の室外から遠隔操作によって開閉できる構造のものとすること。ただし、診療用放射線照射装置の操作その他の業務に従事する者を防護するための適当な装置を設けた場合にあつては、この限りでない。

(注意事項の掲示)

第9条 診療施設の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療収容室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(使用場所等の制限)

第10条 診療施設の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

エックス線装置の使用	エックス線診療室	しゃへい壁その他のしゃへい物の外側における1センチメートル線量当量率が20マイクロシーベルト毎時を超えないようにしゃへいされた状態でエックス線装置を使用する場合、エックス線装置を移動させて使用しなければならない場合その他エックス線装置をエックス線診療室において使用することが著しく使用の目的を妨げ、若しくは業務の性質上困難である場合又は特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）
------------	----------	--

診療用高エネルギー放射線発生装置の使用	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室	特別の理由により移動して手術室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）
診療用放射線照射装置の使用	診療用放射線照射装置使用室	特別の理由によりエックス線診療室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）
診療用放射線照射器具の使用	診療用放射線照射器具使用室	特別の理由によりエックス線診療室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射性同位元素使用室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）、手術室において一時的に使用する場合又は移動させることが困難な飼育動物に対して放射線治療収容室において使用する場合
放射性同位元素装備診療機器の使用	放射性同位元素装備診療機器使用室	第6条の5に定める構造設備の基準に適合する室において使用する場合
診療用放射性同位元素の使用	診療用放射性同位元素使用室	手術室において一時的に使用する場合、移動させることが困難な飼育動物に対して放射線治療収容室において使用する場合又は特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室	
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の貯蔵	貯蔵施設	
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の運搬	運搬容器	
獣医療用放射性汚染物質の廃棄	廃棄施設	

（診療用放射性同位元素等の廃棄の委託）

第10条の2 診療施設の管理者は、前条の規定にかかわらず、獣医療用放射性汚染物の廃棄を、次条に定める位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合する獣医療用放射性汚染物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）、獣医療用放射性汚染物を貯蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）又は廃棄施設を有する者であって農林水産大臣が指定するものに委託することができる。

2 前項の規定により指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃棄事業所の所在地
- 三 廃棄の方法
- 四 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備
- 五 廃棄物貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- 六 廃棄施設の位置、構造及び設備

3 第1項の指定には、条件を付することができる。

- 4 前項の条件は、放射線障害を防止するため必要最小限度のものに限り、かつ、指定を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
- 5 農林水産大臣は、第1項の規定により指定を受けた者が第3項の指定の条件に違反した場合又はその者の有する廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設が第1項の技術上の基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消すことができる。

(廃棄物詰替施設等の基準)

第10条の3 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- 二 建築基準法第2条第一号に規定する建築物又は同条第4号に規定する居室がある場合には、その主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
- 三 次の表の上欄に掲げる実効線量をそれぞれ同表の下欄に掲げる実効線量限度以下とするために必要なしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。

施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実効線量	1週間につき1ミリシーベルト
廃棄事業所の境界（廃棄事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界）及び廃棄事業所内の人が居住する区域における実効線量	3月間につき250マイクロシーベルト

- 四 獣医療用放射性汚染物で密封されていないものの詰替えをする場合には、第6条の10第1項第四号ロ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する詰替作業室及び同号ハ(1)から(5)までに掲げる基準に適合する汚染検査室を設けること。
 - 五 管理区域の境界には、さく等を設け、管理区域である旨を示す標識を付すること。
 - 六 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止する旨の標識を付すること。
- 2 廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
 - 二 第6条の8第三号本文に掲げる基準に適合する貯蔵室又は同条第四号本文に掲げる基準に適合する貯蔵箱を設け、それぞれ貯蔵室又は貯蔵箱である旨を示す標識を付すること。
 - 三 前項第三号に掲げる基準に適合するしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。
 - 四 次に掲げる基準に適合する獣医療用放射性汚染物を入れる貯蔵容器を備えること。
 - イ 容器の外における空気を汚染するおそれのある獣医療用放射性汚染物を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。
 - ロ 液体状の獣医療用放射性汚染物を入れる貯蔵容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
 - ハ 液体状又は固体状の獣医療用放射性汚染物を入れる貯蔵容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他獣医療用放射性汚染物による汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設けること。
 - ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付すること。
 - 五 貯蔵室又は貯蔵箱の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

- 六 管理区域の境界には、さく等を設け、管理区域である旨を示す標識を付すること。
- 七 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止する旨の標識を付すること。
- 3 前条第1項の規定により獣医療用放射性汚染物の廃棄の委託を受ける者が有する廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
 - 二 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。
 - 三 第1項第三号に掲げる基準に適合するしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。
 - 四 液体状又は気体状の獣医療用放射性汚染物を廃棄する場合には、第6条の10第1項第二号イからホまでに掲げる基準に適合する排水設備又は同項第三号イからホまでに掲げる基準に適合する排気設備を設けること。
 - 五 獣医療用放射性汚染物を焼却する場合には、第6条の10第1項第三号イからホまでに掲げる基準に適合する排気設備、同項第四号イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合する焼却炉、同号ロ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する廃棄作業室及び同号ハ(1)から(5)までに掲げる基準に適合する汚染検査室を設けること。
 - 六 獣医療用放射性汚染物をコンクリートその他の固型化材料により固型化する場合には、次に掲げる基準に適合する固型化処理設備(粉碎装置、圧縮装置、混合装置、詰込装置等獣医療用放射性汚染物をコンクリートその他の固型化材料により固型化する設備をいう。)を設けるほか、第6条の10第1項第三号イからホまでに掲げる基準に適合する排気設備、同項第四号ロ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する廃棄作業室及び同号ハ(1)から(5)までに掲げる基準に適合する汚染検査室を設けること。
 - イ 獣医療用放射性汚染物が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造とすること。
 - ロ 液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。
 - 七 獣医療用放射性汚染物を保管廃棄する場合には、次に掲げる基準に適合する保管廃棄設備を設けること。
 - イ 外部と区画された構造とすること。
 - ロ 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
 - ハ 耐火性の構造で、かつ、前項第四号イからニまでに掲げる基準に適合する保管廃棄容器を備えること。ただし、放射性同位元素によって汚染された物が大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。
 - ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。
 - 八 管理区域の境界には、さく等を設け、管理区域である旨を示す標識を付すること。
 - 九 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止する旨の標識を付すること。
- 4 前項第四号から第六号までに掲げる排水設備又は排気設備について、第6条の10第1項第二号イ又は第三号イに規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが

著しく困難な場合において、廃棄施設の境界の外における実効線量を1年間につき1ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき農林水産大臣の承認を受けた場合においては、同項第二号イ又は第三号イの規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、廃棄施設の境界の外における実効線量を1年間につき1ミリシーベルト以下としなければならない。

- 5 前項の規定により承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなったときは、農林水産大臣は当該承認を取り消すことができる。

(飼育動物の収容制限)

第10条の4 診療施設の管理者は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された飼育動物（現に治療を受けているものを除く。）を放射性同位元素使用室内収容室又は陽電子使用室内収容室に収容しなければならない。

- 2 診療施設の管理者は、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を放射線治療収容室に収容しなければならない。

- 3 診療施設の管理者は、前2項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める基準に適合する飼育動物を、放射性同位元素使用室内収容室、陽電子使用室内収容室又は放射線治療収容室から退出させることができる。

- 4 診療施設の管理者は、前項の規定により飼育動物を退出させる場合には、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与された飼育動物にあつては、放射性同位元素の種類、ベクレル単位をもって表した投与量及び投与日時

二 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物にあつては、放射性同位元素の種類、ベクレル単位をもって表した適用量及び治療開始の日時

三 飼育動物の退出の日時

四 放射性同位元素による汚染が認められた場合にあつては、その汚染の除去の概要

- 5 診療施設の管理者は、放射線治療収容室に、第2項の飼育動物以外の飼育動物を収容してはならない。

(管理区域)

第11条 診療施設の管理者は、診療施設内における管理区域に、管理区域である旨を示す標識を付さなければならない。

- 2 診療施設の管理者は、必要のある者以外の者が前項の管理区域内に立ち入らないような措置を講じなければならない。

(敷地の境界等における防護)

第12条 診療施設の管理者は、放射線取扱施設又はその周辺に適当なしゃへい物を設ける等の措置を講ずることにより、診療施設の敷地内の人が居住する区域及び診療施設の敷

地の境界における線量を第18条の2第4項に定める線量限度以下としなければならない。

(放射線診療従事者等の被ばく防止)

第13条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等（エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（以下「放射線診療装置等」という。）の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立ち入るものをいう。以下同じ。）の受ける実効線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

- 一 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
- 二 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。）については、前二号に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト
- 四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により診療施設の管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について1ミリシーベルト

2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。

- 一 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト
- 二 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき500ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、前項第4号に規定する期間につき2ミリシーベルト

3 診療施設の管理者は、放射線障害を防止するための緊急を要する作業を行うときは、当該作業を行う放射線診療従事者等（女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者に限る。）については、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する限度を超えて作業に従事し、又は従事させることができる。ただし、当該作業に従事する間に受ける実効線量は100ミリシーベルトを、眼の水晶体の等価線量は300ミリシーベルトを、皮膚の等価線量は1シーベルトを、それぞれ超えてはならない。

(線量の測定等)

第14条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。

- 一 外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量（70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれがある場合にあっては、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量並びに中性子線について

は、1センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によってこれらの値を求めることができる。

二 外部被ばくによる線量は、胸部(女子(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者を除く。この号及び次条第二号において同じ。))にあっては腹部)について測定すること。ただし、体幹部(人体部位のうち、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部をいう。以下同じ。)を頭部及びけい部、胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部に3区分した場合において、被ばくする線量が最大になるおそれのある区分が胸部及び上腕部(女子にあっては腹部及び大たい部)以外であるときは、当該区分についても測定し、また、被ばくする線量が最大になるおそれのある人体部位が体幹部以外の部位であるときは、当該部位についても測定するものとする。

三 第一号の規定にかかわらず、前号ただし書の規定により体幹部以外の部位について測定する場合は、70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。

四 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

五 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には3月を超えない期間ごとに1回(妊娠中である女子にあっては、本人の申出等により診療施設の管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間1月を超えない期間ごとに1回)、農林水産大臣が定めるところにより行うこと。

(放射線診療従事者等に係る線量の記録)

第15条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを5年間保存しなければならない。

一 実効線量について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ごとの合計並びに4月1日を始期とする1年間ごとの合計。ただし、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む第13条第1項第一号に定める5年間について、4月1日を始期とする1年間ごとに累積した値

二 人体の組織別の等価線量について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ごとの合計並びに4月1日を始期とする1年間ごとの合計(女子の腹部の等価線量にあっては、毎月1日を始期とする各1月間ごとの合計、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ごとの合計並びに4月1日を始期とする1年間ごとの合計)

(放射線診療従事者等の遵守事項)

第16条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に第一号から第三号までに掲げる事項のいずれか及び第四号から第八号までに掲げる事項を遵守させなければならない。

- 一 シャヘイ壁その他のシャヘイ物を用いることにより放射線のシャヘイを行うこと。
- 二 遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法により、放射線診療装置等と人体

との間に適当な距離を設けること。

三 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。

四 保定は、保定具又は医薬品により行うこと。ただし、放射線診療装置等（診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置を除く。）を使用する場合にあっては、保定具又は医薬品により保定を行うことが困難であり、かつ、必要な防護措置を講じたときは、この限りでない。

五 エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。

六 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物には適当な表示を付すること。

七 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容しているときは、放射線治療収容室の出入口にその旨を表示すること。

八 エックス線装置をエックス線診療室以外の場所において使用するときは、エックス線管の焦点から3メートル以内の場所に必要のある者以外の者が立ち入らないような措置を講ずるとともに、人の立ち入らない方向に照射し、又はエックス線をしゃへいする措置を講ずること。

2 診療施設の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療収容室において放射線診療従事者等が呼吸する空気に含まれる放射性同位元素の濃度が第18条の2第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。

二 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療収容室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第18条の2第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

三 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。

(放射線診療従事者等の教育訓練及び研修)

第16条の2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第22条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後には1年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならない。

一 放射線の人体に与える影響

二 放射線診療装置等の安全取扱い

三 放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令

四 放射線障害の予防に関する規程

2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第36条の2第1項に規定する定期講習を受けている者を除く。）に対し、

初めて診療を行う前及び診療を行った後には3年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

- 一 放射線の基本的な安全管理
- 二 放射性同位元素及び獣医療用放射性汚染物の取扱いの実務
- 三 診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の安全管理の実務
- 四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務
- 五 その他必要な事項

3 診療施設の管理者は、帳簿を備え、第1項に規定する教育及び訓練並びに前項に規定する研修に関し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

- 一 教育及び訓練の実施年月日又は研修の受講年月日
- 二 教育及び訓練を施された者又は研修を受けた者の氏名
- 三 教育及び訓練又は研修の内容

(獣医療用放射性汚染物の取扱者の遵守事項)

第16条の3 診療施設の管理者は、獣医療用放射性汚染物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- 一 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療収容室においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。
- 二 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第18条の2第6項に定める表面密度限度を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療収容室から持ち出さないこと。
- 三 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第18条の2第6項に定める表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

(エックス線装置等の定期検査等)

第17条 診療施設の管理者は、エックス線装置については定期的に検査を行い、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置についてはその放射線量を6月を超えない期間ごとに1回以上線量計で測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。

(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)

第18条 診療施設の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後には1月を超えない期間ごとに1回（第一号に掲げる測定には6月を超えない期間ごとに1回、第二号に掲げる測定には排水し、又は排気する都度（連続して排水し、又は排気する場合は、連続して）放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。

- 一 エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置又は

放射性同位元素装備診療機器を固定して取り扱う場合であって、取扱いの方法及びしゃへい壁その他しゃへい物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、管理区域の境界、診療施設内の人が居住する区域及び診療施設の敷地の境界における放射線の量の測定

二 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

2 前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。

二 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

三 前二号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項 目	場 所
放射線の量	イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ 貯蔵施設 ハ 廃棄施設 ニ 放射線治療収容室 ホ 管理区域の境界 ヘ 診療施設内の人が居住する区域 ト 診療施設の敷地の境界
放射性同位元素による汚染の状況	イ 診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 ロ 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する放射線治療収容室 ハ 排水設備の排水口 ニ 排気設備の排気口 ホ 排水監視設備のある場所 ヘ 排気監視設備のある場所 ト 管理区域の境界

(濃度限度等)

第18条の2 第6条の10第1項第二号イ及び第三号イに規定する濃度限度は、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度が次に掲げる濃度とする。

一 放射性同位元素の種類（別表第2に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中

又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中にそれぞれ2種類以上の放射性同位元素がある場合にあっては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第二の第三欄又は第四欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度（それぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていない場合にあっては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

2 第6条の10第1項第三号ロ及び第16条第2項第一号に規定する空気中の放射性同位元素の濃度限度は、1週間についての平均濃度が次に掲げる濃度とする。

一 放射性同位元素の種類（別表第二に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、第二欄に掲げる濃度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空気中に2種類以上の放射性同位元素がある場合にあっては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第二の第二欄に掲げる濃度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていない場合にあっては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる濃度

3 管理区域に係る外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

一 外部放射線の線量については、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト

二 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が前項に規定する濃度の10分の1

三 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第6項に規定する密度の10分の1

四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の第一号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

4 第12条の線量限度は、実効線量が3月間につき250マイクロシーベルトとする。

- 5 第1項及び前項の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの濃度限度又は線量限度に対する割合の和が1となるようなその空気中若しくは水中の濃度又は線量をもって、その濃度限度又は線量限度とする。
- 6 第16条第2項第二号並びに第16条の3第二号及び第三号の表面密度限度は、別表第四の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる密度とする。

(記 帳)

第19条 診療施設の管理者は、帳簿を備え、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射器具の1週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間保存しなければならない。

2 診療施設の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

- 一 入手、使用又は廃棄の年月日
- 二 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の形式及び個数
- 三 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量
- 四 入手、使用又は廃棄に係る獣医療用放射性汚染物の種類及びベクレル単位をもって表した数量
- 五 使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所

(廃止後の措置)

第19条の2 診療施設の管理者は、その診療施設に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなったときは、30日以内に次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放射性同位元素による汚染を除去すること。
- 二 放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。

(事故の場合の措置)

第20条 診療施設の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告するとともに放射線障害の防止に努めなければならない。

2 診療施設の管理者は、前項の事故が発生したときは、当該事故に関する記録を5年間保存しなければならない。

第3章 都道府県計画等

(都道府県計画)

第21条 法第11条第1項の都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医療に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(畜産業の振興に資するための診療施設の整備)

第22条 法第14条第3項に規定する畜産業の振興に資するための診療施設の整備とは、整備を図ろうとする診療施設に係る1年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の診療の業務量の割合が50パーセント以上となることが見込まれる場合における診療施設の整備とする。

第23条 削除〔平成12年2月農水令12号〕

第4章 広告制限の特例

(広告制限の特例)

第24条 法第17条第2項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 獣医師法（昭和24年法律第186号）第6条の獣医師名簿への登録年月日をもって同法第3条の規定による免許を受けていること及び第1条第1項第四号の開設の年月日をもって診療施設を開設していること。
- 二 医薬品医療機器等法第2条第4項に規定する医療機器を所有していること。
- 三 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の3第2項第四号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。
- 四 犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと。
- 五 狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと。
- 六 医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
- 七 飼育動物の健康診断を行うこと。
- 八 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第3項に規定する家畜防疫員であること。
- 九 家畜伝染病予防法第62条の2第2項に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。
- 十 獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること。
- 十一 獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。
- 十二 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第3項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは農業共済組合連合会から同法第96条の2第1項（同法第132条第1項において準用する場合を含む。）に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等（同法第12条第1項に規定する組合員等をいう。）の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。

2 法第17条第2項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。

- 一 前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提

供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

二 前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

三 前項第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療に要する費用を併記してはならないこと。

第5章 雑 則

第25条及び第26条 削除〔平成12年2月農水令12号〕

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第27条 法第8条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(弁明の機会の付与等の方法の特例)

第28条 法第6条又は法第7条第3項の規定による処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第30条又は第15条第1項の通知は、弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）又は聴聞の期日の1週間前までにしなければならない。

附 則

1 この省令は、獣医師法の一部を改正する法律（平成4年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成4年9月1日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正法による改正前の獣医師法第22条の規定による届出を行っている診療施設については、平成5年2月28日までの間、第2条から第5条までの規定は、適用しない。

附 則〔平成4年10月22日農林水産省令第52号〕

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2章の規定は、平成5年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第2章の規定の施行の際現にエックス線装置を備えている診療施設についての改正後の第6条及び第18条の規定の適用については、改正後の第6条中「その診療施設にエックス線装置を備えたときは、10日以内に」とあるのは「平成5年5月1日から10日以内に」と、改正後の第18条第1項中「診療を開始する前に1回及び診療を開始した後」とあるのは「平成5年5月1日以後」とする。

附 則〔平成4年11月11日農林水産省令第53号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（平成4年法律第47号）の施行の日（平成4年11月19日）から施行する。

附 則〔平成5年7月30日農林水産省令第38号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、平成5年8月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成6年9月30日農林水産省令第64号〕

この省令は、行政手続法〔平成5年11月法律第88号〕の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

附 則〔平成12年2月25日農林水産省令第12号〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行前に生じた事由に係る改正前の獣医療法施行規則（次項において「旧規則」という。）第6条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にされた旧規則第6条の規定による届出（前項の規定によりなお従前の例によることとされた届出を含む。）は、改正後の獣医療法施行規則第1条第五号及び第七号に規定する事項に係る獣医療法第3条の規定による届出とみなす。

附 則〔平成13年3月26日農林水産省令第65号〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令による改正後の獣医療法施行規則第7条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、平成15年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられている診療用エックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第8条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成14年3月28日農林水産省令第23号〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第8条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成20年1月7日農林水産省令第2号〕

この省令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則〔平成20年11月28日農林水産省令第73号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〔平成18年6月法律第48号〕の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。

附 則〔平成21年2月20日農林水産省令第7号〕

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際、改正後の獣医療法施行規則（以下「新規則」という。）第1条第1項第七号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置を現に備えている診療

施設の開設者は、この省令の施行後1月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 この省令の施行の際、新規則第1条第1項第八号に規定する診療用放射線照射装置を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後1月以内に、同号イからニまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 この省令の施行の際、新規則第1条第1項第九号に規定する診療用放射線照射器具を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後1月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 この省令の施行の際、新規則第1条第1項第十号に規定する放射性同位元素装備診療機器を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後1月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 この省令の施行の際、新規則第1条第1項第十一号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後1月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

附 則〔平成23年8月30日農林水産省令第51号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年6月26日農林水産省令第39号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年11月18日農林水産省令第58号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律〔平成25年11月法律第84号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成26年11月25日）から施行する。

参考：獣医療法施行規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H04/H04F03701000044.html>